**【算定結果概要（令和２年11月仮係数（含む横置き値））】**

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
| 医療分 | ８．８０％ | ３１，５０２円 | ３２，７６４円 | ６３万円 |
| 後期分 | ２．６５％ | ９，２５２円 | ９，６２２円 | １９万円 |
| 介護分 | ２．２５％ | １６，６３０円 | ０円 | １７万円 |

（参考：令和２年度）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
| 医療分 | ９．０５％ | ３２，０１５円 | ３３，７８５円 | ６１万円 |
| 後期分 | ２．６９％ | ９，３５８円 | ９，８７５円 | １９万円 |
| 介護分 | ２．６６％ | １９，７２９円 | ０円 | １６万円 |

令和２年12月

健康医療部健康推進室国民健康保険課

令和３年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について（概要）

【算定の前提】

　○　国から示された仮係数に基づき、算出した令和３年度保険料率である。

　○　ただし、「新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下」にあり、「現時点で推計値を示すことが困難である」ため、一部の仮係数については、「昨年度確定係数時の横置き値」。

【主な算定条件（概要）】

　○　府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数

に応じて按分

○　統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない

○　保険料算定式

　　　　医療分・後期分：３方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割６：平等割４）

　　　　介護分　　　　：２方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）

○　平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入

　(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

○ 算定上の推計被保険者数　約185.4万人

　※　令和2年度における被保険者数減少ペースの大幅な鈍化傾向を踏まえて推計

○　算定上の１人当たり費用の増減要因

（増要因）保険給付費の増（約5,600円）、保険料減免の増（約1,000円）、財政安定化基金への繰入金（約700円）

（減要因）激変緩和の全面拡大による公費の増（約4,100円）

※　前期高齢者交付金の増（約2,200円）、介護納付金の減（約5,600円）等は「横置き値」によるものである。

【今後のスケジュール】

令和3年1月　確定係数による算定

【参考】＜都道府県標準保険料率＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療分 | | 支援金分 | | 介護分 | |
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| ８．９０％ | ５２，５０４円 | ２．６８％ | １５，４２０円 | ２．２８％ | １６，６３０円 |

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの。（2方式（所得割、均等割）で算出）

【保険料抑制のための工夫】

* 全面拡大による激変緩和財源活用（約74億円）※除くR2 ２号繰入金の振替活用16.8億円の差額
* 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約27億円）
* 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（新規約12.6億円）